

# 有限会社メディックス運営規定

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

## 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

### 予防介護福祉用具貸与・予防介護特定福祉用具販売

#### 事業の目的及び運営方針

福祉用具貸与・特定福祉用具販売、予防介護福祉用具貸与・予防介護特定福祉用具販売の目的及び運営方針は心身の機能が低下して日常生活を営むのに支障のある高齢者等の身体状況、介護環境に応じて福祉用具が適切に選定、使用されるように専門的知識に基づき相談に応じ、福祉用具選定の助言を行いつつ福祉用具を販売及び貸与することにより高齢者の自立の促進並びに介護者の負担の軽減を図るものであること。

上記の目的に基づき、福祉用具貸与・特定福祉用具販売、予防介護福祉用具貸与・予防介護福祉用具販売サービスは高齢者、身体障害者の身体状況及び生活環境、住環境を十分に把握し、より適合した福祉用具選定の助言を行い利用者の低下した機能を援助できるものでなくてはならない。

又介護者にとっても一連の生活様式の中に自然に組み入れることができ、介護者の負担を軽減できる器具、用具の選定ができる総合的かつ専門的知識をもってケアアドバイザー的な姿勢を基本とする。

利用者の立場から福祉用具、器具を眺めサービス内容の相談、機種選定の助言に最善を尽くす。

## 事業所の名称等

名称 有限会社メディックス  
所在地 岐阜県各務原市鵜沼小伊木町1丁目70番地1

### 従事者の職種、員数及び職務内容

- ・管理者 1名（常勤・専門相談員兼務）  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも福祉用具貸与・販売の提供に当たるものとする。
- ・サービス提供職員 2名（常勤1名、非常勤1名）  
（福祉用具専門相談員指定講習修了者又は、施工令第四条1項に該当する資格を有する者）  
サービス提供職員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、あるいは介護者の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定、及び貸与の提供を行う。

## 通常の事業の実施地域

各務原市 岐阜市 瑞穂市 岐南町 坂祝町 美濃加茂市 富加町  
可児市 関市

### 営業日及び営業時間

営業日 土曜日・日曜日・祝日を除く毎日

営業時間 午前9:00 より 午後5:45 まで

## 提供方法及び取り扱う種目

専門相談員が利用者の状態に応じ、利用者の希望や使用環境を聞きながら適切な福祉用具を選定する。

専門相談員が利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取り付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。

取り扱う品目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

## 利用料金及びその他費用について

利用料の額は契約を交わした額とし、法的代理受領の場合は、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

利用開始日から月の15日を境とし15以前は月額利用料の1/2相当額、16日以降は月額利用料の全額とする。

※取扱い種目及び利用料金は別添カタログ、料金表に記載。

搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。

## 苦情処理・損害賠償

利用者及び家族からの苦情・事故が発生した場合は迅速円滑な対応を行う。

苦情・事故を受けた福祉用具専門相談員は、管理責任者に連絡する。

利用者及びその家族から受けた苦情・事故の内容、状況を十分把握し確認の上苦情・事故処理記録に記載し管理責任者に提出する。

苦情・事故処理記録表に基づき、福祉用具専門相談員、及び管理責任者は速やかに訪問し対処にあたる。

当社で対応・処理できない場合にはメーカーと連携で対処にあたる。

苦情・事故の発生した原因を把握究明し再発防止に努める。

今後の対策を検討会を開き、改善に努める。

選定・提供したサービスが原因となり損害賠償が発生した場合には損害賠償保険会社に連絡し損害賠償が迅速かつ円満に行えるよう最善を尽くす。

## 衛生管理等

事業所は、回収した福祉用具について、サンネットワーク岐阜株式会社への委託契約に基づく方法により速やかに消毒を行い、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管するものとする。

福祉用具の消毒・保管方法は別紙添付

消毒・保管委託品目           福祉用具全般

業務上、緊急を要する場合は多々あるため、自社保管を実施する。

【保管品目】   車椅子   車椅子付属品   特殊寝台   特殊寝台付属品  
歩行器   歩行補助杖   体位変換機   手すり   スロープ

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

## 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 身体的拘束等の禁止

事業所はサービスの提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

### 附 則

令和 7 年 4 月 1 日 から施行する。